地方財政を取り巻く諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保など、増大する地方自治体の役割に関し、地域の実情を踏まえながら的確に対応していくためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠である。

地方自治体においては、これまで職員数の削減など行財政改革を 断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてきたところであり、 今後も歳出の重点化を図るなど、財政の健全化に積極的に取り組ん でいく覚悟である。

平成24年度においては、「財政運営戦略」に基づき定める「中期 財政フレーム(平成24年度~平成26年度)」で示された「地方の 安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成 24年度から平成26年度において、平成23年度地方財政計画の 水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」との方針の下、 地方交付税総額について17.5兆円(対前年度比 0.1兆円の増) を確保するとともに、地方一般財源総額については59.6兆円(対 前年度比 0.1兆円の増)が確保された。

しかし、投資的経費(単独)や一般行政経費(単独)が削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されており、地方の社会保障関係経費の増嵩などに対応するために最低限必要となる財源が確保されたにすぎない。

また、公債費が高い水準で推移するとともに、今後、産業の空洞 化等による税収の低下が懸念されるなど、地方自治体の財政状況は、 さらに悪化する可能性もある。

国においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を十分に踏まえ、地方財政に関する諸課題について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

社会保障関係費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、中期財政フレームを改訂し、実質的に平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。 その際、地方交付税の予見可能性を向上させるため、その総額を 特例措置ではなく、交付税率の引き上げによって確保すること。

2 社会保障・税一体改革に対応した地方税財源の拡充

(1)社会保障・税一体改革の推進

社会保障・税一体改革は喫緊の課題であり、また、将来の国 民生活に直結することから、国会において真摯に議論し、持続 可能な制度の創設に努めること。また、地方財源を安定的に確 保すること。

(2) 偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の構築 等

社会保障・税一体改革において、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的な見直し並びに地方法人課税の在り方の見直しなど、税制の抜本的な改革を行うこととしているが、その見直しにあたっては、地域間の税源偏在を是正するとともに、安定性の高い地方税体系を確立すること。

(3) 引き上げ分の地方消費税に係る清算基準の見直し 等

財政力の弱い地方自治体においても地域の実情に応じたきめ 細かな社会保障サービスが提供されるよう、地方消費税が都道 府県間で適切に清算されるとともに、地方交付税等を通じた十 分な財源保障が必要である。

このため、引き上げ分の消費税及び地方消費税の配分決定の際に算定の基礎とされた医療費助成等の社会保障経費について、明示的に基準財政需要額に全て計上するとともに、基準財政収入額の算定に当たっては、引き上げ分の地方消費税を100%算入すること。

(4) 子ども・子育て新システムの制度設計

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計の検討に あたっては、これが将来の地方の行財政運営に直結するもので あることから、地方の意見等を十分に踏まえつつ、地方の自由 度を拡大することを基本とし、地域によって保育や幼児教育に 格差が生じることのないよう制度を構築するとともに、国にお いて十分な財源措置を講じること。

3 地方公務員給与の在り方

国においては、本年2月に成立した「国家公務員の給与の改定 及び臨時特例に関する法律」に基づき給与の削減が決定されたと ころである。他方、地方公務員給与については、地方公務員法の 趣旨に沿って、それぞれの地方自治体が人事委員会勧告を踏まえ、 条例で自主的に決定する仕組みとなっている。

また、これまで地方は、地域の実情や厳しい財政状況等を踏ま え、独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先んじて行財 政改革を実施してきたところである。

これらのことを踏まえ、地方交付税や義務教育費国庫負担金を減額するなど、国が地方に対し給与削減を実質的に強制することは行わないこと。

4 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

「地球温暖化対策のための税」(国税)が本年10月から導入されるが、地球温暖化対策に関しては、地方自治体も公共交通機関の利用促進や太陽光発電の導入促進、森林の整備等、様々な分野で大きな役割を担っていることを踏まえ、その一定割合を地方税源化すること。

5 平成24年度で終了する「基金事業」の期間延長等

平成24年度で終了する「安心こども基金」や「地方消費者行政活性化基金」、「雇用創出の基金」等、国の経済対策による基金については、現下の厳しい経済情勢等に鑑み、事業の進捗状況等に応じて必要な事業に係る基金は期間を延長するとともに、基金の積み増しなどの財政措置を講じること。また、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

また、「子宮頸がん等ワクチン接種」や「妊婦健診の無料化」など、本来臨時的でなく恒常的に取り組むべきものや、「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」など既存の国庫補助事業の振替・拡充として創設された基金については、基金終了後も引き続き事業実施できるよう、期間の延長や必要な財源措置を行うこと。

6 高校奨学金事業の安定的運営

高校奨学金事業は平成17年度に(独)日本学生支援機構から都道府県に移管され、現在、主に国からの高等学校等奨学金事業交付金によってその財源が賄われているところであるが、これまでの貸与水準を維持しつつ、将来にわたり事業を安定的に運営するため、適切な収支見通しに基づいた交付金予算を確保すること。

また、財源の一部を賄っている高校生修学支援基金(平成21年度~平成26年度)については、必要な期間、事業を延長・継続すること。

平成24年6月

九州地方知事会 会長 大分県知事 広瀬 勝貞